

大津市公共施設包括管理業務の導入について

資料3
(参考/A3サイズ)

R6.8説明会資料

大津市では、これまで所属ごとに行ってきた維持管理に係る業務を、マネジメントする事業者に一括して委託する「大津市公共施設包括管理業務」を令和6年11月から導入します。

■対象施設 計134施設

市民センター（36）、幼稚園・保育園（43）、小中学校（55）

■対象業務 計19業務

・R6.11.1～青字の5業務から開始
・R7.4.1～全19業務を実施

①自家用電気工作物保安管理	⑥機械警備	⑫緊急通報点検	⑰樹木管理、除草
②受水槽、高架水槽保守点検	⑦昇降機保守点検	⑬建築物環境衛生管理	⑱修繕 (小額工事を含む、 原則130万円以下)
③防災設備点検 (消防用設備及び 建築基準法関係防災設備点検)	⑧遊具点検	⑭建物総合管理 (空調等設備管理 及び建築物環境衛生管理)	⑲巡回点検
④空調設備保守点検	⑩浄化槽維持管理	⑮建物消灯、施錠確認	
⑤自動扉保守点検	⑪建築基準法第12条点検	⑯清掃	

■業務委託期間 令和6年11月1日から令和11年3月31日（4年5か月間）

■導入の目的

事務の効率化

- ▶ 職員の事務負担軽減・他業務への人員配置（各種サービスの向上）
- ▶ 契約手続きの簡略化による迅速な修繕の実施

管理の一元化
情報の集約

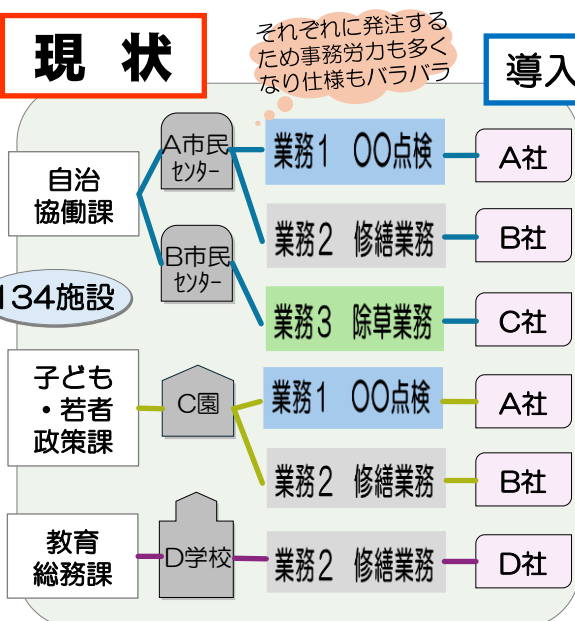
- ▶ 管理水準の均質化（施設ごとの修繕対応にかかる基準・内容の統一）
- ▶ 施設・設備の不具合箇所や修繕実績の情報を活用した修繕計画の検討・作成

施設の
安全性の確保・利便性の向上など

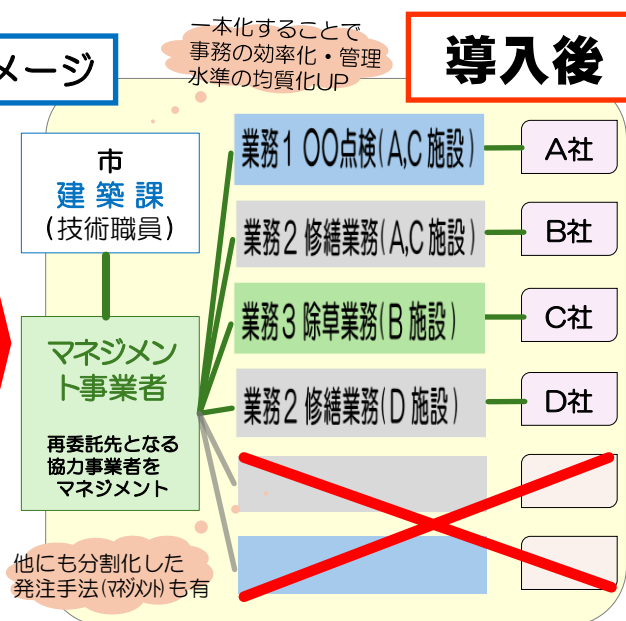
市民サービスの向上へ

1 業務の発注方法

現 状

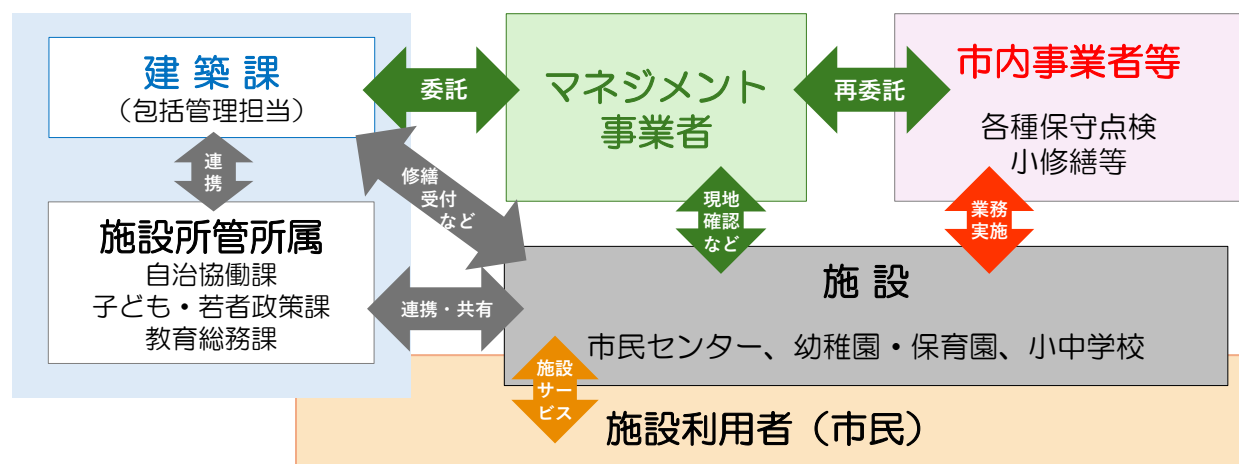


導入イメージ



導入後

2 導入後の関係図



3 マネジメント事業者からの再委託について

市との
契約条件

- ① 市内事業者による適正な業種又は価格での履行が困難な場合を除き、**従前と同水準で市内事業者を活用しなければならない。**
⇒ **市内事業者への発注を維持していく目的**
- ② 見積照合により再委託先を選定する場合は、特別な場合を除いて、**少なくとも1者は当該場所の同一学区から見積徴取をすること。**
⇒ **地元事業者との繋がりを維持していく目的**
- ③ マネジメント事業者へは、市からマネジメント経費を支払うこととし、見積書には、**受託者の監理監督等経費を計上しないこと。**
⇒ **適正な契約金額を維持していく目的**

市承公
諾表
につ
いて

- ① マネジメント事業者が再委託する際は、**あらかじめ市が承諾**します。
(再委託内容、再委託先、再委託金額、再委託先の選定理由、再委託先の管理方法(監理監督概要)などの情報を確認)
- ② 再委託された主な業務について、随時、**再委託情報を公表**します。
(再委託先・再委託金額・再委託先の選定理由などをホームページに掲載予定)

4 市の行うモニタリングについて

市の包括管理担当は、マネジメント事業者に対して定期・随時にモニタリング（監視・観察）を行い、**各業務の適正な履行、公平・公正な発注状況などをチェック**します。

定 期
モニタリング

- ① 各業務の適正な履行の確認
▶ 実施内容、再委託先選定の競争性・公平性、再委託費用の確認・検証等
- ② 市内事業者の活用等状況の確認
▶ 市内事業者への発注状況の確認・検証等
- ③ 長期契約における業務改善の確認
▶ 施設管理者等へのアンケート結果の確認及び満足度等を踏まえた反映・改善状況の確認等

随 時
モニタリング

- ① 対象施設の巡回、業務監視、受託者に対しての説明の要求、立会等を行い、業務実施計画書又は業務報告書との合致、適正履行を確認
- ② 苦情対応や業務改善勧告を行った場合の改善確認、緊急対応時の履行確認
- ③ 各業務の適正な履行の確認
▶ 定期モニタリングと同様

【参考１】 導入前後の事務の流れ

※標準的な流れの比較

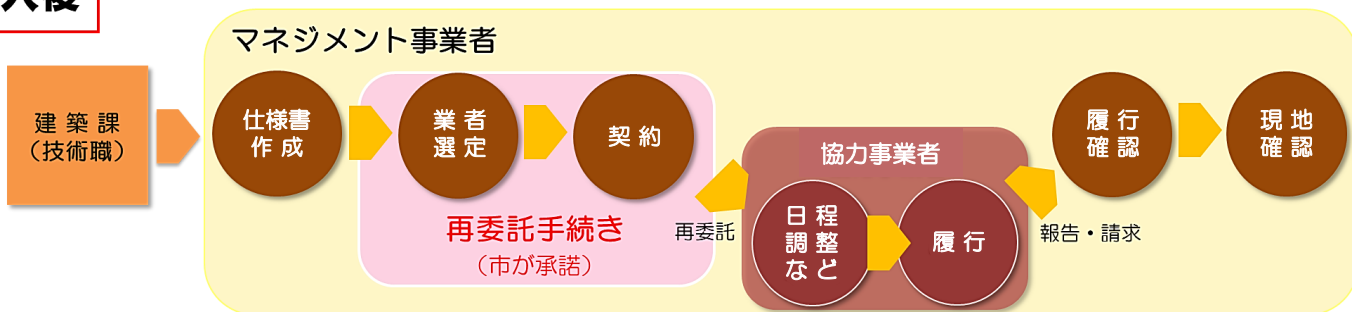
① 委託業務の流れ

現 状

事務負担が多く各所属で作業が重複している。技術的な視点が不足。人事異動に伴うノウハウの継承に課題。



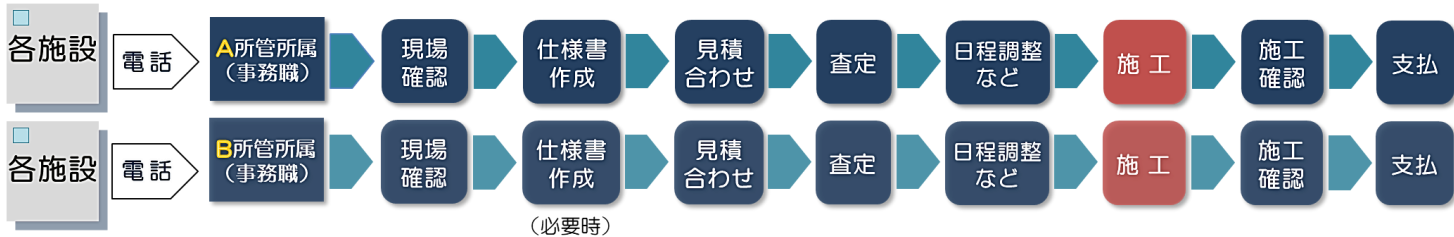
導入後



② 修繕業務の流れ

現 状

技術的な知識が不足。現場確認、見積合わせなど事務手続きに時間がかかり、施工までに時間を要する。



導入後



※一部の軽微な修繕は、再委託せず、マネジメント事業者
自らが実施することがあります。(内製化)

【参考２】 モニタリング項目例

No.	区 分	確 認 内 容
	法令遵守	関連法令内容を守っているか。
	法改正への対応	業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、市に報告されているか。
	官公庁等への手続き	必要な官公庁、その他関係機関への手続きは実施されているか。
	作業周知・近隣挨拶	作業周知・近隣挨拶を行い、地元説明等に協力しているか。
		契約規則に基づく指名登録業者を再委託先とする時は、指名停止（除を含む。）期間中の業者に再委託していないか。
		上下水道・ガス工事に係る作業に当たっては、再委託先を含み、本市関係例規に基づき本市指定業者が実施しているか。
	作業前の打合せ	作業の周期や実施時期に基づき、作業日程や内容等について、施設管理職員と事前に十分な打合せを行っているか。
		施設の機能の一部又は全部の停止が必要となるなどの施設の運営に大きな影響を与える場合は、1カ月前までに施設管理職員に連絡しているか。
		施設管理職員からの要望により、施設関係者への周知が必要な場合は、協力しているか。
	作業周知及び周囲の安全確保	標識の掲示等によって、要所に作業中であることの周知を図るとともに、必要に応じて防護対策を講じ、周囲の安全を確保しているか。
	作業を行う者の服装等	服装、作業態度、言動等に注意するとともに、作業のしやすい作業着等で行っているか。
	軽易な作業	共通の腕章、胸章等を着用し、作業の従事者であることが分かる服装等となっているか。
		不具合箇所について、当面の間、施設及び機器の機能を維持するため、軽易な作業を行っているか。
		軽易な作業の実施結果を報告しているか。
		部品等の取替え等の別途作業を行う必要がある場合は、市に報告しているか。
	緊急対応	対象施設の破損、故障等の不具合について、市からの要請を受けたときは、速やかに業務従事者等の作業員を現地に派遣しているか。
		不具合原因が特定できない場合は、速やかに当該設備等のメーカー又は納入者の作業員等の派遣を要請しているか。
	緊急対応体制	不具合が生じたときに、市からの連絡を受け付ける窓口を設置しているか。
		夜間・休日等を問わず常に現地急行等の対応が可能な緊急対応体制を整備しているか。
	修繕等見積の提出	不具合箇所の修繕等の改善に係る見積を早期に作成・見積徴取して、市に提出しているか。
		再委託する場合の見積には、受託者の監理監督等経費を計上されていないか。
	事故防止、安全、衛生等	火災、盗難、事故の防止に努め、職員や利用者等、建物、機械設備、車両、備品等について、被害又は損害を与えないように十分留意しているか。
		火災、盗難、事故による被害又は損害が生じた時は、直ちに消火等の被害拡大防止、救助等の初期対応・応急措置を図り、市に連絡しているか。
		受託者に起因する物損は、早急に現状復帰・機能回復をしているか。
		作業員等の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令を遵守し、作業等に当たっているか。
		資機材、その他の整理整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清掃を行っているか。
	保守点検等業務	作業終了後は、個別の作業完了報告書を作成し、施設管理職員に提出して確認を受けているか。
		月次報告書は、実施した月の翌月中旬までに市に提出しているか。
		月次報告書に、作業完了報告書を添付しているか。
	修繕	市から連絡を受けた箇所について、不具合箇所の調査及び現場の安全性を確認しているか。
		確認した結果について、施設管理職員に対処状況を報告しているか。
		修繕内容及び見積金額に、必要に応じて不具合箇所の状況が分かる写真等を添付して、市に報告しているか。
		作業終了後は、施設管理職員に現地確認を受けているか。
		月次報告書を、実施した月の翌月中旬までに市に提出しているか。
		緊急修繕に当たるものは実施した日から10日以内に、個別の作業完了報告書を作成し、市に提出しているか。
		月次報告書に、作業完了報告書を添付の上、精算に必要な実施状況一覧を添付しているか。
		各報告書は、2部提出されているか。
	事前打合せ	作業日程や内容等について、施設管理職員と事前に十分な打合せを行っているか。
	再委託時の仕様書	従前の仕様からの過不足はないか。
		法令順守できているか。
	再委託先の選定方法	見積照合や入札を実施しているか。
		見積照合では、少なくとも1者は同一学区から見積徴取をしているか。特別な場合等の理由、記録が報告されているか。
		事業者の偏りが従前以下であるか。
		随意契約されている場合の理由は適正であるか。
	再委託費用の査定結果	見積書や入札書の金額が妥当であるか。
		受託者の監理監督等経費が計上されていないか。
	再委託先の確認	指名停止となっていないか。
		業務に必要な資格を保有しているか。
	再委託の承諾手続き	市への承諾手続きが行われているか。
		再委託先及び内容、再委託先に提供する情報、その他再委託先の管理方法等が報告されているか。
		再委託先及びその関係従事者は、暴力団又は暴力団員に関係、関与がないか。
		再々委託されていないか。（されている場合はやむを得ない内容であるか。）
		やむを得ず再々委託されている場合は、再委託に関する事項が準用されているか。
	市内事業者への発注実績の確認	従前と比べて同水準以上であるか。
		事業者の偏りが従前以下であるか。
	市内事業者への今後の発注見込みの確認	年度内の発注見込み金額が従前と比べて同水準以上となるか。
		年度内の発注見込み件数が従前と比べて同水準以上となるか。
		年度内の発注見込みの事業者の偏りが従前以下となるか。

◆ マネジメント事業者

本業務
受託者

大津市京町三丁目5番12号

日本管財株式会社 滋賀事業所

▶ 本業務専用事務所開設予定